

児童扶養手当のさらなる拡充を求める意見書

厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、平成24年のひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%と、OECD諸国と比べて極めて高い状況にある。

そのような中、先の国会において、「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」が全会一致で可決され、児童扶養手当支給額について、第2子の加算額を現行の月額5千円から1万円に、第3子以降を現行の1人当たり月額3千円から6千円にそれぞれ拡充することになったが、まだ十分な額に達しているとはいえない。

この改正案に対しては附帯決議が可決されており、支給額については「ひとり親家庭の所得や生活実態などを踏まえ、生活の安定と自立の促進に寄与するという制度の趣旨に基づいて、引き続き検討する」旨と、支払方法については「ひとり親家庭の利便性の向上や家計の安定を図るため、支給回数について所要の措置を検討する」旨が明記され、また、大学進学についても「ひとり親家庭の進学率が著しく低い」として児童扶養手当とともに教育費の負担軽減を図ることが強調されている。

よって、政府においては、この附帯決議の趣旨に基づき、児童扶養手当のさらなる拡充を早急に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣  
（提出者）全議員